

【児童手当に関するQ & A】

児童手当についての用語

受給者…手当を受給している児童の父や母など。原則、所得の高い方になります。

配偶者…受給者から見て、夫または妻にあたる方です。

児童…養育している児童

監護…監督・保護して養育していること

生計同一…父母が児童を養育している場合

生計維持…父母以外が児童を養育している場合

被用者…厚生年金加入者

非被用者…国民年金加入者

Q1 児童手当は子どもが何歳までもらえますか？

支給対象は中学生までの児童です。しかし、高校3年生（18歳になった3月末まで）の養育している児童についても養育児童数（第1子、第2子等）の算定に含みますので、高校生以下のお子さんについても養育していれば新規申請、現況届には必ず届出をしてください。

Q2 児童手当は、どんな時に新規申請するのですか？

赤ちゃんが誕生した時や佐伯市に転入した場合などです。15日以内に申請手続きをしないと支給されない月が発生することがあります。

また、次のようなときにも手続きが必要です。

- ・ 転出するとき
- ・ 単身赴任や児童の進学などの理由で児童と別居したとき
- ・ 児童が施設等に入所したとき
- ・ 受給者や児童が死亡したとき
- ・ 氏名を変更したとき
- ・ 振込口座を変更したいとき（受給者名義のものに限る）
- ・ 離婚などで受給者を変更するとき
- ・ 他市に居住している配偶者や児童が住所変更したとき

※上記以外にも手続きが必要な場合があります。

Q3 児童手当の申請には何が必要ですか？

主なものは、身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）、健康保険証、受給者（申請者）と配偶者のマイナンバーが分かるもの、受給者名義の通帳やキャッシュカード、児童と別居している場合は「別居・監護申立書」（児童のマイナンバーが必要）なども必要になります。受給者によっては、これ以外にも必要なものがありますので、不明な点はお問合せください。

Q4 佐伯市から転出します、児童手当の手続きは必要ですか？

佐伯市から転出する場合、消滅届の提出が必要になります。転出予定日の属する月までの手当を支給します。(例) 転出予定日 10月10日…10月分まで佐伯市から支給

なお、転出予定日の翌日から15日以内に転入先市区町村で申請してください。手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。

Q5 子どもだけが進学のため転出(住民票を他市に)しました。

児童を養育している場合は、「別居・監護申立書」を提出してください。なお、高校生の児童でも別居している場合は、「別居・監護申立書」の提出が必要です。

Q6 公務員になった場合の手続きは？

公務員は勤務先から支給されますので、佐伯市に消滅届を提出してください。重複して支給を受けている場合は返還が必要になります。

また、公務員を退職した場合は、佐伯市に新規申請をする必要があります。手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。

なお、申請に必要なものは Q3 に掲載しているものと勤務先からの消滅通知書や辞令の写しなどが必要になります。

Q7 現況届(げんきょうとどけ)とは何ですか？

児童手当の受給者は毎年6月1日の状況(児童の監護・生計同一関係など)を届出することになっています。手当を受けるための更新手続きのようなものです。

なお、令和4年度からは、提出が必要な人以外は、原則省略が可能となりました。

Q8 現況届を提出しないと児童手当を受給できないのでしょうか？

令和4年度から原則提出不要となりましたが、現況届を提出する必要がある受給者には、依頼文書をお送りしますので必ず期限までに提出する必要があります。

現況届を提出しないと、6月分以降の手当を受けることができません。提出期限を過ぎると支給が遅れることがありますので、必ず期限内に提出してください。なお、時効(2年)により、受給する権利が消滅することもあります。

Q9 「監護の有無」とはなんですか？

「監護」とは児童の面倒を見て養育しているという意味なので特別な事情がない限り「有」になります。

Q10 「生計関係」の「同一」と「維持」の違いはなんですか？

父母が児童を養育している場合は「生計同一」、父母以外が児童を養育している場合は「生計維持」となります。父母以外(児童の祖父母など)が児童を養育している場合は「生計維持」となります。

Q11 現況届の案内文書が今年はまだ来てないのですが？

提出が必要な人には5月末～6月上旬に案内文書をお送りします。その時期に文書が届かない人は提出する必要はありません。

Q12 記入間違いをしてしまいました。

間違えたところは二重線を引き、正しい内容を記入してください。

Q13 現在児童手当を受給している夫よりも妻の所得が高い場合はどうなりますか？

審査の結果、受給者の変更が必要になる対象者の方には、電話連絡や文書でお知らせします。Q3に記載している必要書類を窓口に持参し手続きを行ってください。

Q14 単身赴任で妻と子と別居している場合、住民票などは必要ですか？

マイナンバーを提供していただければ、住民票や所得課税証明書の提出は不要です。ただし、「別居・監護申立書」を提出していない場合や提出後に妻や子の住所が変更になっている場合は、それぞれ届出が必要になります。

Q15 公務員ですが、佐伯市に現況届を提出する必要がありますか？

公務員は勤務先から児童手当が支給されているので、佐伯市に現況届を提出する必要はありません。勤務先の指示に従ってください。

Q16 現況届は郵送で提出できますか？

佐伯市では郵送での受付をしているほか、マイナンバーカードをお持ちであれば、「ぴったりサービス」からオンラインでの提出も可能です。

Q17 児童手当を子どもの口座に振り込みしてほしいのですが。

児童手当は受給者本人名義の口座に振込みます。配偶者や児童の口座には振込できません。

Q18 離婚協議中により別居しています。児童手当の受給者を変更できますか？

父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。ただし、住民票上も別居していることや双方からの申立書、離婚調停中であれば事件係属証明書などが必要になります。

Q19 児童手当の支給日はいつですか？

佐伯市では、6月10日(2月～5月分)、10月10日(6月～9月分)、2月10日(10月～1月分)に手当を支給します(土日祝日ならその前日に振込)。支払通知書は送付しませんので、通帳を記帳してご確認ください。

Q20 児童手当がいくら受給できるかはどのようにして分かりますか？

下記の表にて確認していただくか、以下の届出等を行った場合には通知が届きますので、その通知内容を確認してください。

<児童手当支給金額>児童1人当たりの額

支給対象年齢		所得制限 限度額未満	所得制限 限度額以上	所得上限 限度額以上
		3歳未満	月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～小学生	第1・2子	月額 10,000円	月額 5,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	月額 5,000円	
中学生		月額 10,000円	月額 5,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童うち、3番目以降をいいます。

<通知での確認>

- ①新規に認定請求した場合…児童手当・特例給付認定通知書が送付されます。
- ②監護する児童が増えた（減った）ため額改定届をした場合…児童手当・特例給付額改定通知書が送付されます。
- ③児童の年齢が3歳、15歳、18歳に到達した場合…届出の必要はありません。自動的に処理されます。対象者には、児童手当・特例給付額改定通知書又は児童手当・特例給付支給事由消滅通知書が送付されます。
- ④現況届の審査結果…区分に変更がない人には通知はありませんが、以下のとおり通知をお送りします。
 - ・児童手当から特例給付に変更になる人
 - ・特例給付から児童手当に変更になる人
 - ・所得上限限度額以上の人…支給事由消滅通知書が送付されます。

} 認定通知書及び支給事由消滅通知書
が送付されます。

※消滅通知には、支給額は表示されていませんが、消滅日の月分を以て児童手当等の支給が終了します。

Q21 所得上限限度額以上で児童手当・特例給付を受給できていない場合はもう受給することはできないのですか？

毎年の収入により審査しますので、限度額未滿になる年に新規認定請求をしてください。

※収入や所得の目安は下記の表を参照してください。

<所得額・収入額の目安>

	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例) 0人 (前年末に児童が生まれて いない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276